

こんなところにとらぶるの芽 (No.61)

~ちょっと気になる消費生活情報をお届けします~

バスツアー選びには、バス事業者情報を活用しましょう！



スキーシーズン到来です！バスツアーの旅行計画を立てている方も多いのではないのでしょうか。

安価で便利なことから多くの人に利用されているバスツアーですが、楽しい旅行には安全なバス運行が欠かせません。平成 28 年 1 月に発生したスキーバス事故を受け、国において安全対策が見直されました。バスツアーのパンフレット等にバス事業者名の記載が義務付けられるなど、消費者への情報提供も強化されていますのでご紹介します。安全なバス旅行を楽しむためにも、バス事業者情報を賢く活用しましょう。

■パンフレット等に貸切バス事業者名が明示されます

平成 28 年 10 月 31 日に企画旅行に関する広告の表示基準等が改正されました。

旅行会社が募集型企画旅行（パック旅行）で貸切バスを使用する場合（バスツアー）、パンフレットなどの広告や取引条件を説明する書面等に、バスの運行を行う事業者名を記載する必要があります。

1 社に特定することが難しい場合は、複数社の表記もできますが、限定的な記載で列記しなければなりません。

実際の表記例は

「A バス会社」（1 社に特定されている場合）

「A バス会社又は B バス会社及び同等程度」（1 社に特定されていない場合）

といったものになります。

なお、「同等」と表示されている場合は、パンフレットとは別に旅行会社が利用予定のバス事業者リストを作成しているので、それで確認することができます。



■「SAFETY BUS」（セーフティバス）マーク

公益社団法人日本バス協会は、貸切バス事業者からの申請に基づいて、安全性や安全の確保に向けた取組状況について評価を行い、優良な貸切バス事業者を認定・公表する貸切バス事業者安全性評価認定制度を平成 23 年度から運用しています。認定を受けた事業者には「SAFETY BUS」（セーフティバス）マークが付与されます。

「SAFETY BUS」（セーフティバス）マークはバス車両などにステッカーとして貼られます。また、認定事業者は、下記サイトで確認できます。

・「貸切バス事業者安全性評価認定制度」（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000043.html

旅行会社の募集型企画旅行（パック旅行）や貸切バス会社を選ぶ際に活用するとよいでしょう。

■バス事業者に関する安全情報等が確認できます

国土交通省はバス事業者等の行政処分情報を下記サイトで公表しています。
スマートフォン向けに簡易検索サイトもあるので、バスツアーを利用する際には、
事前に確認しておくとう安心です。

・「事業者の行政処分情報検索/自動車総合安全情報」（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi>



■問い合わせ先

旅行等の制度に関しては、

東京都産業労働局観光部振興課 旅行業担当

TEL : 03-5320-4769 受付時間 : 平日 9 時～17 時 (12 時～13 時を除く)

消費者の方の契約上のトラブル等のご相談は、

東京都消費生活センター

TEL : 03-3235-1155 受付時間 : 月曜～土曜 9 時～17 時

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/sodan.html>